

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	
○救急病院である旨の告示	(医療課) ^{ページ} 357
○救急病院でなくなった旨の告示	() 〃
○都市計画道路事業の事業計画の認可	(道路建設課) 〃
○道路の区域変更	(山城北土木事務所) 358
○道路の供用開始	() 〃
公 告	
○一般競争入札の実施	(医療課) 〃
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出	(山城広域振興局) 361
○土地改良区役員の就退任届	(南丹広域振興局) 362
○農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援・担い手育成課) 363
○建設業法に基づく処分	(指導検査課) 364

○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課) 364
○都市計画法に基づく工事完了	(建築指導課、乙訓土木事務所) 〃
公 安 委 員 会	
○少年指導委員の委嘱	〃
○一般競争入札の実施	366
選 挙 管 理 委 員 会	
○政治団体の収支報告書の要旨の一部修正	369
正 誤	
○平成30年 3月31日付け京都府公報号外第19号中	〃

告 示

京都府告示第249号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限
医療法人原田病院	京都市東山区七条通大和路西入西之門町546の2	平 30. 4. 2	平 33. 4. 1

京都府告示第250号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなった。

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	告 示 撤 回 期 日
医療法人同仁会(社団)西京病院	京都市右京区西院北矢掛町39の1	平 30. 3. 1

京都府告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業を次のとおり認可した。

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
京都市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業
3・4・136号 桂馬場線
- 3 事業施行期間

平成30年 4月27日から平成32年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
京都市西京区川島六ノ坪町地内
- (2) 使用の部分
なし



京都府告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成30年 4月27日から平成30年 5月11日まで縦覧に供する。

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 京都宇治線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇治市木幡南端37から 宇治市木幡南端37まで	前	最小 8.4 m 最大 11.3	3.1 m
	後	最小 11.3 最大 11.3	

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成30年 4月27日から平成30年 5月11日まで縦覧に供する。

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 京都宇治線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市木幡南端37から 宇治市木幡南端37まで	平成30年 4月27日
宇治市五ヶ庄芝ノ東39から 宇治市五ヶ庄芝ノ東23まで	

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称及び数量
京都府立洛南病院清掃業務 一式
 - (2) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 履行期間
平成30年 7月1日から平成33年 6月30日まで
 - (4) 履行場所
京都府立洛南病院
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
京都府立洛南病院事務部会計課
電話番号 (0774) 32-5900
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
 - ア 交付期間
平成30年 5月11日（金）から平成30年 5月25日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）
 - イ 交付場所
(1)と同じ。
 - ウ 交付方法
交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に来院すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時

<p>平成30年 5月18日（金）午前10時から</p> <p>イ 場所 宇治市五ヶ庄広岡谷 2 番地 京都府立洛南病院本館 2 階会議室</p> <p>3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者</p> <p>4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加することができる者は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者で、5に掲げる資格審査の項目について審査し、合格と判定されたものとする。</p> <p>(1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者</p> <p>(2) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者</p> <p>(3) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>(4) 清掃業務について、次の実績を全て有すると認められる者以外の者</p> <p>ア ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「清掃業務」に登録されているものであること。</p> <p>イ 建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録をいう。）を有する者</p> <p>ウ 病床数がおおむね200床以上の病院において、1の(1)に定める業務内容がほぼ同じである契約を締結し、平成28年4月1日以降において12箇月以上継続して履行した実績を有する者</p> <p>エ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たしている者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p> <p>イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p>	<p>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者</p> <p>キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者</p> <p>(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者</p> <p>5 資格審査の項目 4の一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するかの確認</p> <p>6 資格審査の申請手続 資格審査を受けようとする者は、京都府立洛南病院長（以下「院長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。 なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 申請書の交付期間等</p> <p>ア 交付期間 2の(2)のアに同じ。</p> <p>イ 交付場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 交付方法</p> <p>(ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に来院すること。</p> <p>(イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手250円分を添付の上、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、申し込むこと。</p> <p>(2) 申請書の提出期間等</p> <p>ア 提出期間 平成30年5月18日（金）から平成30年5月25日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）</p> <p>イ 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。</p> <p>(3) 添付資料 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>ア 府税、消費税又は地方消費税の納税証明書</p> <p>イ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る所得税の確定申告書の写し</p> <p>ウ 4の(4)に該当しないことを証明する書類</p> <p>エ 4の(5)及び(6)に該当しない旨の誓約書</p> <p>オ 権限を営業所長等に委任する場合には、法人にあっては委任状、個人にあっては委任状及び受任者の身分証明書</p> <p>(4) 資料等の提出 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）</p>
--	--

を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語及び日本国通貨で作成するものとする。なお、外国貨幣を換算する場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院清掃業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から平成31年3月31日までとする。

10 変更届

申請書等を提出した者（8の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を院長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)、(5)及び(6)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出し

なければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成30年6月12日（火）午前10時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成30年6月11日（月）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 委託契約は月額契約であり、かつ、36箇月間の長期継続契約であるため、入札書に記載する金額は、月額の契約希望金額の108分の100に相当する額を36倍した金額とすること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

16 その他

(1) この入札の実施については、1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 平成31年度以降の府の歳入歳出予定において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) Main content of contract:

Cleaning service for the Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

(2) Contract period:

From 1, July 2018 to 30, June 2021

(3) Period for submission of application documents for qualification confirmation:

From 9:00 a.m. to 5:00 p.m. (except time slot from noon to 1:00 p.m.) from Friday 11, May 2018 (except Saturdays and Sundays) to Friday 25, May 2018

(4) The time, date and place for the opening of tender:

10:00 a.m. Tuesday 12, June 2018
Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto, Japan

(5) Time-limit for tender by mail:

Monday 11, June 2018

(6) Contact point for the notice:

Accounting Division, Administrative Department,
Kyoto Prefectural Rakunan Hospital
2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto 611-0011,
Japan

TEL: (0774) 32-5900



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

(1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社 P L A N T

坂井市坂井町下新庄15号 8番地の1

代表取締役 三ツ田 佳史

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT 木津川店

木津川市城山台二丁目1番

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及

び住所並びに代表者の氏名
株式会社 P L A N T
坂井市坂井町下新庄15号 8 番地の 1
代表取締役 三ツ田 佳史

(4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年 4月 1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
11,413平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

ア 駐車場の収容台数
764台

イ 駐輪場の収容台数
60台

ウ 荷さばき施設の面積
342平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量
36立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 7時
閉店時刻 午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8時30分から翌日午前 0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6時から午後 6時まで

2 届出年月日
平成30年 3月23日

3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室及び京都府商工労働観光部商業・経営支援課

4 縦覧期間
平成30年 4月27日から平成30年 8月27日まで

5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室



亀岡市篠町土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市篠町王子堂山105	水 谷 広 明
〃 〃 篠上中筋26	牧 野 吉 明
〃 〃 篠八幡裏45	岩 田 和 治
〃 〃 篠上西裏11	本 馬 和由樹
〃 〃 山本北条19	宇 野 義 弘
〃 〃 山本南条 3	村 田 充 弘
〃 〃 馬堀北垣内58	山 田 宏 之
〃 〃 広田 1丁目30の 5	沼 田 敏 宏
〃 〃 森下垣内27	山 口 逸 男
〃 〃 野条イカノ辻北 8	山 口 一 則
〃 〃 篠下西裏52	藤 川 稔 記
〃 〃 柏原田中29	中 川 喜 之
〃 〃 浄法寺茱萸谷40の 1	沼 田 政 治

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市篠町王子稲葉17	栗 山 義 治
〃 〃 馬堀東垣内29の 4	山 田 松 夫
〃 〃 浄法寺土取 3の 1	沼 田 重 昭

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市篠町王子宮ノ本45	奥 村 武 美
〃 〃 王子下上牧26	井 上 正 春
〃 〃 篠上北裏22の42	藤 田 晋 吾
〃 〃 篠中西裏10	山 口 喜 造
〃 〃 山本北条24	村 田 次 郎
〃 〃 山本中条33	小 西 秀 和
〃 〃 馬堀東垣内10	山 田 孝 夫

亀岡市篠町広田1丁目30の5	沼田 敏 宏
〃 〃 森上垣内27	石 野 武 男
〃 〃 馬堀南垣内41の11	中 井 喜 嗣
〃 〃 篠中西裏20	山 口 博
〃 〃 柏原田中29	中 川 喜 之
〃 〃 浄法寺茱萸谷40の1	沼 田 政 治

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市篠町篠上西裏10	浅 野 訓 央
〃 〃 広田2丁目16の18	柴 田 建 司
〃 〃 柏原町頭17	畑 清 司



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住 所	
平成30年度	第10号	株式会社京八	南丹市園部町内林町5号7の6	南丹市日吉町殿田アチラ41ほか11筆
	第11号	橘 英樹	〃 美山町宮脇寺ノ元32	〃 美山町宮脇寛ノ元3ほか10筆
	第12号	蘆田 成秋	福知山市長田1179の2	福知山市宮カゴノ木608の1ほか1筆
	第13号	農事組合法人久理陀ファーム	宮津市小田宿野97	宮津市小田宿野堂田1730ほか25筆
	第14号	有限会社山国さきがけセンター	京都市右京区京北塔町宮ノ前23	京都市右京区京北井戸町春日野3
	第15号	西口 利幸	亀岡市大井町並河2丁目9の28	亀岡市東本梅町赤熊下澤105ほか1筆
	第16号	田邊 裕樹	〃 〃 土田2丁目1の16の506	〃 穨田野町佐伯野下前144
	第17号	入木 啓至	〃 曾我部町南条岩ヶ谷1の102 メゾンKT2-2B号	〃 曾我部町犬飼九ノ坪22の1ほか3筆
	第18号	福田 玲伊	〃 篠町見晴3丁目1の6	〃 篠町山本鳥ノ下9の1ほか5筆
第19号	榎 勉	〃 本梅町井手岡ノ坪18	〃 本梅町井手梅原11の1ほか1筆	

2 縦覧場所

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課

3 縦覧期間

平成30年 4月27日から平成30年 5月11日まで

4 意見書の提出先

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
舞鶴市宇野村寺小字善寿寺200の1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
舞鶴市宇鹿原209の3
社会福祉法人みずなぎ学園
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
向日市物集女町クヅ子3
(関連区域)
向日市物集女町クヅ子3の3、3の4、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
向日市物集女町御所海道4
春田 静子

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第86号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、平成24年京都府公安委員会告示第58号に定める活動区域ごとの少年指導委員を、平成30年4月1日次のとおり委嘱した。

平成30年 4月27日

京都府公安委員会

委員長 石 川 良 一

1 京都府川端警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
繁 田 彰	京都府川端警察署生活安全課生活安全係 (075) 771-0110 (内線282)
下 野 治 夫	〃

2 京都府上京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
吉 田 厚 子	京都府上京警察署生活安全課少年係 (075) 465-0110 (内線272)
島 田 政 寛	〃
中 島 正 博	〃
大 野 寛 治	〃

次の建設業者に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をした。

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 処分をした年月日
平成30年 4月18日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社大昇
久世郡久御山町佐山北代19番地
代表取締役 家田 光
京都府知事許可（特-25）第21466号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業停止
 - (1) 停止を命じる営業の範囲
建設業の営業の全て
 - (2) 営業停止期間
平成30年 5月7日から平成30年 5月9日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社大昇は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反したことにより、平成26年10月10日に宇治簡易裁判所から罰金50万円の刑の言渡しを受け、その刑が確定している。
このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当し、同条第3項の規定により処分の対象となる。

京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（太秦安井山ノ内地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年 4月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

3 京都府東山警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
土 倉 金 三	京都府東山警察署生活安全課少年係 (075) 525-0110 (内線272)
岡 部 平八郎	〃
土 倉 テル子	〃
吉 良 義 雄	〃
末 次 賢 次	〃

4 京都府中京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
寺 村 貞 亮	京都府中京警察署生活安全課少年係 (075) 823-0110 (内線272)
岩 井 惇 司	〃
荒 木 本 恵	〃
伊 藤 雅 彦	〃
山 崎 美佐江	〃
齊 藤 夏 樹	〃
山 田 壽 乃	〃

5 京都府下京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
小 泉 直 樹	京都府下京警察署生活安全課少年係 (075) 352-0110 (内線272)
若 山 喜 正	〃
原 田 悟	〃
小 川 徹 司	〃

6 京都府下鴨警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
小 林 宏 史	京都府下鴨警察署生活安全課少年係 (075) 703-0110 (内線272)
雨 宮 万里子	〃

7 京都府伏見警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
門 脇 義 昭	京都府伏見警察署生活安全課少年係 (075) 602-0110 (内線272)

森 勇 三	京都府伏見警察署生活安全課少年係 (075) 602-0110 (内線272)
小 野 莊 司	〃
西 村 滋 子	〃

8 京都府山科警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
匠 輝 雄	京都府山科警察署生活安全課少年係 (075) 575-0110 (内線272)
和 田 幸 二	〃
増 田 義 則	〃

9 京都府右京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
村 田 徹	京都府右京警察署生活安全課少年係 (075) 865-0110 (内線272)
大 江 忠 行	〃

10 京都府南警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
天 野 広 一	京都府南警察署生活安全課少年係 (075) 682-0110 (内線272)
戸 田 陽 子	〃
小 西 武 男	〃

11 京都府北警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
佐久間 徹	京都府北警察署生活安全課少年係 (075) 493-0110 (内線272)
橋 本 寿	〃

12 京都府西京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
才 村 孝 幸	京都府西京警察署生活安全課少年係 (075) 391-0110 (内線272)
藤 本 廣 志	〃
藤 田 鉄 朗	〃

13 京都府向日町警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
三 宅 茂 子	京都府向日町警察署生活安全課少年係 (075) 921-0110 (内線272)

上 山 誠 一	京都府向日町警察署生活安全課少年係 (075) 921-0110 (内線272)
高 橋 信 吾	〃

14 京都府宇治警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
佐 竹 勝 久	京都府宇治警察署生活安全課少年係 (0774) 21-0110 (内線272)
櫻 田 正 彦	〃
寫 繁 行	〃

15 京都府城陽警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
辻 光 治	京都府城陽警察署生活安全課少年係 (0774) 53-0110 (内線272)

16 京都府八幡警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
山 上 繁 治	京都府八幡警察署生活安全課少年係 (075) 981-0110 (内線272)

17 京都府田辺警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
中 嶋 義 則	京都府田辺警察署生活安全課少年係 (0774) 63-0110 (内線272)
矢 野 宣 一	〃

18 京都府木津警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
山 田 清 司	京都府木津警察署生活安全課少年係 (0774) 72-0110 (内線272)
木 村 清 治	〃

19 京都府亀岡警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
中 嶋 正 治	京都府亀岡警察署生活安全課少年係 (0771) 24-0110 (内線272)
小 野 博	〃

20 京都府綾部警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
柴 田 仁 実	京都府綾部警察署生活安全課生活安全係 (0773) 43-0110 (内線272)
玉 川 弘 信	〃

21 京都府福知山警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
大 槻 勝 英	京都府福知山警察署生活安全課少年係 (0773) 22-0110 (内線272)
佐 藤 庸 司	〃
兼 松 仁 志	〃

22 京都府舞鶴警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
田 中 善 一 郎	京都府舞鶴警察署生活安全課少年係 (0773) 75-0110 (内線272)
樋 之 本 滋	〃
山 本 一 敏	〃
小 西 直 樹	〃



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年 4月27日

京都府警察本部長 緒 方 禎 己

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
航空気象情報等提供業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
平成30年 7月 1日から平成31年 6月30日まで
- (4) 履行場所
京都府警察本部長（以下「警察本部長」という。）が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2252
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
ア 交付期間
平成30年 4月27日（金）から平成30年 5月18日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く）

<p>く。)とする。</p> <p>イ 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 交付方法 (ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。 (イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 ア 日時 平成30年5月1日(火)午後2時から イ 場所 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4 京都府警察本部本館地下入札室</p> <p>3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者</p> <p>4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。</p> <p>ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者 イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年度の4月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者 ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者 エ 1の(1)の業務を確実に履行することができると認められる者以外の者 オ 契約の履行後、保守、点検、修理その他アフターサービスを京都府警察本部の求めに応じて提供することができると認められる者以外の者 カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者 (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) (イ) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者 (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者 (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的</p>	<p>に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者 (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者</p> <p>キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者</p> <p>(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。</p> <p>5 資格審査の申請手続 資格審査を受けようとする者は、警察本部長に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。</p> <p>なお、提出した申請書に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出期間 2の(2)のアに同じ。</p> <p>(2) 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>(3) 提出方法 ア 持参により提出する場合 提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。 イ 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。</p> <p>(4) 添付書類 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>なお、物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年京都府告示第375号)に定める競争入札参加者の資格を有する者については、既に提出しているアからカまでの書類及び(サ)の書類の提出を省略することができる。</p> <p>ア 法人にあつては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び約款、個人にあつてはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書 イ 府税納税証明書 ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書 エ 営業経歴書及び営業実績調査書 オ 法人にあつては財務諸表(貸借対照表、損益計</p>
--	---

算書及び株主資本等変動計算書等)、個人にあっては所得税の確定申告書の写し並びに営業に必要な機械、工具及び備品等の明細書

カ 印鑑証明書

キ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状及び受任者の身分証明書

ク 誓約書

ケ アフターサービス等体制報告書

コ サービス内容一覧

サ 役員等調査

(5) 書類等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する書類等の提出を求められることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を警察本部長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)のア、カ及びキに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると警察本部長が認めるときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又

は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他警察本部長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑に行い、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年6月1日（金）午後2時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

15 その他

(1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により提出された政治団体の収支に関する報告書について、まえはら誠司後援会連合会から訂正の報告があったので、政治団体の収支報告書の要旨を公表した告示（平成29年京都府選挙管理委員会告示第116号）の一部を次のとおり修正する。

平成30年 4月27日

京都府選挙管理委員会

委員長 梅 原 勲

まえはら誠司後援会連合会の項中「31,740,417」を「31,750,417」に、「690,896」を「680,896」に、「22,146,063」を「22,156,063」に、「1,987,916」を「1,997,916」に改める。

正 誤

平成30年 3月31日付け京都府公報号外第19号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
6	右	上から11	改正規定	規定